

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
欠席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	横 井 誠
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	礪 川 湧 生

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和3年11月22日(月) 午前9時00分から午前9時30分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(1人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 25号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>日程第 5 決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 5. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(4人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 渡邊有美子 主事 礪川湧生である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和3年11月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

会長

《会長あいさつ》

それでは、本日の出席者数は（15名中14名）で、定足数に達しておりますので、只今より11月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 4番 田中 光義 委員

議席番号 6番 三輪 時広 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・4件
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・12件
議案第25号	農地利用最適化推進委員の委嘱について・・・・・・・・・・1件
決定第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・19件
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・12件 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・・・1件 3. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・・・・・2件 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・・・1件 5. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・・・8件

それでは、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請4件について審議をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》（1番から4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）

以上、4件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 23号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請12件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は住所地にて美容院を営んでおります。農地法等の知識不足により、昭和63年ごろより来客用の駐車場として申請地を利用しておりました。誠に申し訳ありません。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。なお、以前より駐車場として借り受けていた部分を分筆しました。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請です。計画では390枚のパネル(発電出力:117kw)を設置します。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H150cm)で囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透させる計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請です。計画では390枚のパネル(発電出力:117kw)を設置します。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンス(H150cm)で囲い、地表面につきましては整地のみとし、雨水は自然浸透させる計画です。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦で生活しております。来年の2月には子供が生まれる予定です。子どもが生まれると家財道具も増え、現在の賃貸住宅では手狭になることが予想されます。このまま賃貸住宅に住むよりも、実家の近くで自己用住宅を建築することを選択しました。両親に相談したところ、所有地はあるが転用ができない場所や希望の住宅が建てられない場所しかありませんでした。その他、宅地や雑種地を探しましたが、条件の合う土地を見つけることができず、ようやく申請地を購入できることとなりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p>

事務局

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者代表は申請地近くの工場施設の従業員です。通勤のために工場敷地内の駐車場に駐車するのが一般的ですが、従業員数に対し、駐車スペースが足りない状況となっております。会社に敷地拡張の計画もなく、従業員も困っている状況です。また、周辺住宅にも駐車スペースがない居宅が多数存在しており、月極駐車場としての需要が高いと考え、駐車場管理組合としての申請に至りました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地を利用していました。深く反省しております。今般の申請にて、申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、令和2年に結婚しましたが、現在はまだ親と同居しており、夫とは同居しておらず、夫婦として新居を構えたいと考えました。なかなか条件に合う土地が見つからず、あきらめかけていたところ、父の所有している申請地を使用させてもらえることとなりました。申請地であれば本家とも近く、親の面倒や将来子どもが生まれた際に子育てにも最適であると考えました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成22年に法人を設立し、建物の解体業及びその資材のリサイクルと土木工事業を主業務としております。現在、資材置場として申請地西側とあま市内の土地を利用しています。しかし、あま市内の土地について所有者より返却の申出があったため早急に代替地となる場所を探すことになりました。なかなか適当な土地を見つけることができませんでしたが、既存敷地の隣接地である申請地所有者に現状を説明したところ快諾を得ることができました。申請地は、現在の事業所に隣接しているため一体利用ができ、資材置場として利用しても、他の農地への影響も少ないことから最適地として選定いたしました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は平成4年より愛西市と稲沢市にて主として総合建物解体工事業、土木工事業を営んでおります。現在、申請地の東側隣接地に自社所有の資材置場があります。空のコンテナや残土、重機を置く場所として利用していますが、残土が大量に出る時があり、現状では手狭になるところがあります。そこで資材置場を拡張する計画を立てましたが、隣接地は申請地のみで他に選定すべき土地はありませんでした。所有者も快く承諾してくださり、隣接地の農地所有者も申請地所有者の関係者であったため、説明し理解を得られました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子ども2人の家族4人で生活しております。新たに子どもを設けたいと思っても、賃貸住宅では手狭であり、自己用住宅を建築したいと考えました。申請者夫婦は不動産を所有していないため、適当な土地を探しましたが、条件に合う土地が見つからず、あきらめかけていたところ、父の所有している申請地を使用させてもらえることとなりました。

事務局

申請地であれば本家とも近く、両親の面倒や子育てにも最適であると考えました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は本店を蟹江町とし、電子、電気制御装置及び付属装置の設計、製作、加工及び販売を主業務として、本年10月に起業されたばかりです。法人の代表取締役は一昨年まで省力化、自動化に伴う、省力システム生産ライン製造業を、経営者として営んでいました。今年に入り、会社経営当時の顧客から、自身のノウハウである自立走行ロボットを製造してほしいと連絡がありました。ロボットは量産品ではなく会社オリジナル製品でありますので付加価値が高く、受注見込みがあると判断し、もう一度事業を行う決心をしました。以前の会社は手放してしまったため、新たに工場敷地を用意する必要があり、不動産業者をあたって、宅地や雑種地ではなかなか土地が見つからず、面積、形状に申し分のない申請地が見つかりました。今般の申請にて、申請地を買い受け、工場を建築する計画です。

(11番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、住所地の賃貸住宅にて夫婦と子ども1人の家族3人で生活しております。今後の生活設計を考え、賃貸住宅では手狭であり、自己用住宅を建築したいと考えました。申請者夫婦は不動産を所有していないため、愛西市の市街化区域を中心に探しましたが、条件に合う土地が見つからず、父に相談したところ、父の所有している申請地を使用させてもらえることとなりました。申請地であれば本家とも近く、小さな子どもの世話をしてもらい、最適であると考えました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(12番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者の法人は、昭和44年に社会福祉法人として保育園を運営するために設立されました。保育園を健全に経営してきた中で令和3年度の保育児童の利用人数は157人になりました。保育児童が増加するなかで現在の運動場スペースでは子どもたちが自由に、活発に運動するスペースとしては面積が不足する状況となってきました。特に、運動会の際は近隣の西川端小学校を借りていたのですが、小学校の予定がある場合、雨天の時には延期ではなく中止をしなければなりません。また、保育児童を車で迎えに来る保護者も増加しており、駐車スペースも足りなくなってきました。このような状況を解決すべく、近隣の土地を探したところ申出地が見つかりました。申出地は、水路に橋を架ければ、既存の運動場と効率的に使用することができ、運動場を設置しても、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、運動場および駐車場を設置する計画です。

以上、12件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 24号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 24号 農地法第5条の規定による許可申請12件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 25号 農地利用最適化推進委員の委嘱について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所・氏名・生年月日を朗読及び説明) 委員選出にあたっては、令和3年9月15日から10月15日まで推薦及び公募にて募集を行いました。その結果、1名の推薦がございました。10月20日の選考委員会にて、農地利用最適化推進委員としての適格を有していることを確認していただきました。農業委員会法第17条第1項にて、推進委員の委嘱は農業委員会の総会の議決によって行う事とされておりますことから、今回議案として上程させていただいたところでございます。以上、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 25号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 25号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から19番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第8号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から19番、全体621筆、面積は609,052㎡です。愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、12名の方々が借り受けております。その他19番は相対の利用権設定で1名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコン、野菜、花き です。愛知県知事同意は令和3年11月1日、愛知県農業振興基金同意は令和3年11月2日、公告年月日は令和3年11月30日、契約開始年月日は令和3年12月1日 となっております。権利の内容は、使用貸借権、賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 8号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、12件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p>

事務局	<p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、8件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時30分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和3年11月22日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号 4番委員 田 中 光 義

議事録署名者
議席番号 6番委員 三 輪 時 広